



# 熊本県公報

第 1 2 3 5 7 号

平成 26 年 10 月 7 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧 (畠口加入区・五和町加入区)…………… (団体支援課) 1
- 漁船保険義務加入同意の承認 (嵐口加入区・新和町加入区・本渡市加入区)…………… ( // ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 3
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( // ) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3

### 公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 4
- 公共測量の実施…………… (監理課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 5
- 土地改良事業計画…………… (農村計画課) 5
- 土地改良事業計画の変更…………… ( // ) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6
- 農用地利用配分計画の認可の申請…………… (農地・農業振興課) 6

### 登 載 依 頼

- 平成 2 6 年度第 4 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催…………… (熊本県公共事業再評価監視委員会) 6

## 告 示

### 熊本県告示第 9 5 7 号

児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号) 第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 6 年 1 0 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
L S J (Learning support Jyo-shou) 球磨郡湯前町 1 9 5 5 番地 2	株式会社常笑 球磨郡湯前町 1 8 6 4 番地 藤岡 洋史	平成 2 6 年 1 0 月 1 日	4351800117	指定放課後等デイサービス

### 熊本県告示第 9 5 8 号

漁船損害等補償法 (昭和 2 7 年法律第 2 8 号) 第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意を求め、漁船損害等補償法施行令 (昭和 2 7 年政令第 6 8 号) 第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示し、平成 2 6 年 1 0 月 7 日から同年 1 0 月 2 1 日までの間、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成26年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

加入区の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合	縦覧場所
畠口加入区	熊本市南区畠口町1993番地 高浜 文四郎 熊本市南区畠口町2535番地1 中上 浩之 熊本市南区畠口町88番地1 松岡 英彰	畠口漁業協同組合	畠口漁業協同組合
五和町加入区	天草市五和町二江72番地 吉田 健吾 天草市五和町二江4837番地 中原 孝二 天草市五和町鬼池2361番地1 佐藤 盛親	天草漁業協同組合	天草漁業協同組合

熊本県告示第959号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、畠口加入区、新和町加入区及び本渡市加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成26年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第960号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社山本介護支援事務所	訪問介護このは	玉名郡玉東町大字山口8番地1 3	平成26年10月1日	訪問介護

熊本県告示第961号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社山本介護支援事務所	訪問介護このは	玉名郡玉東町大字山口8番地1 3	平成26年10月1日	介護予防訪問介護

熊本県告示第962号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社あそか	総合訪問看護ステーション花美月	宇城市松橋町久具1731番地	平成26年10月1日	訪問看護

**熊本県告示第963号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社あそか	総合訪問看護ステーション花美月	宇城市松橋町久具1731番地	平成26年10月1日	介護予防訪問看護

**熊本県告示第964号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成26年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人八紘会	美空居宅介護支援事業所	球磨郡湯前町958番地1	平成26年10月1日	居宅介護支援

**熊本県告示第965号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年10月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字坂谷字川平 20番地先から	前	4.9 ～ 13.0	127.0	旧道移管
		同所 8番1地先まで		9.2 ～ 30.6		
		上益城郡甲佐町大字坂谷字川平 20番地先から	後	5.9 ～ 14.0	54.0	
		同所 18番3地先まで		9.2 ～ 25.5		
上益城郡甲佐町大字坂谷字川平 20番地先から		9.2 ～ 25.5	98.0			
		同所 8番1地先まで				

2 区域を変更する期日 平成26年10月7日

公 告

熊本県公告第514号

熊本市に事務所を置く池上土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	村田 昭	熊本市西区戸坂町2番41号
理事	福田 稔	熊本市西区池上町202番地
理事	岩崎 博人	熊本市西区池上町2006番地
理事	橋村 勝義	熊本市西区池上町2448番地
理事	牛嶋 俊秀	熊本市西区池上町223番地
理事	森山 哲也	熊本市西区池上町2051番地
理事	村上 秀年	熊本市西区池上町2937番地
理事	梅田 幸男	熊本市西区谷尾崎町1380番地
理事	浅山 栄治	熊本市西区池上町1616番地
理事	大嶋 豊明	熊本市西区上高橋2丁目4番36号
監事	西 清治	熊本市西区池上町2009番地
監事	寺尾 孝紀	熊本市西区池上町524番地 池上団地1C—1・2 05号
就任		
理事	松田 邦俊	熊本市西区戸坂町19番3号
理事	福田 稔	熊本市西区池上町202番地
理事	上野 春子	熊本市西区池上町1386番地
理事	田中 寿満	熊本市西区池上町1313番地
理事	牛嶋 俊秀	熊本市西区池上町223番地
理事	平木 道生	熊本市西区池上町2061番地
理事	西山 春恵	熊本市西区池上町2821番地
理事	上村 竜春	熊本市西区谷尾崎町523番地
理事	川添 久美子	熊本市西区池上町646番地
理事	大嶋 豊明	熊本市西区上高橋2丁目4番36号
監事	東 鉄男	熊本市西区谷尾崎町895番地
監事	森山 哲也	熊本市西区池上町2051番地

熊本県公告第515号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡菊陽町大字辛川字中屋敷1129番2  
 468.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 菊池郡大津町大字引水599-1 ガーデンパレスB102  
 山下 進一

熊本県公告第516号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字須屋久保2000番100及び同2000番101  
3,282.83平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市東区長嶺南八丁目11番40号  
三智開発株式会社

## 熊本県公告第517号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年10月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(確定測量)	平成26年9月22日から 平成27年3月16日まで	阿蘇市一の宮町坂梨及び三野地内

## 熊本県公告第518号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字拾三町2000番33、同2000番36及び同2000番409  
3,440.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市中央区南千反畑町12-36-1002  
李光鐘  
熊本市西区上代一丁目7-2  
木村忠行

## 熊本県公告第519号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年10月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字石ノ窪2464番6  
332.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
合志市須屋2526番地2 クレアトゥール103  
津留慶次、津留久美

## 熊本県公告第520号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営蓑谷地区土地改良事業(農用地の保全)の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年10月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営蓑谷地区土地改良事業(農用地の保全)計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年10月8日から平成26年11月6日まで
- 3 縦覧場所  
湯前町役場

## 熊本県公告第521号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営天草中央南地区(金ノ入工区)土地改良事業(農業用排水施設)の計画を変更したので、

同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成26年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営天草中央南地区（金ノ入工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成26年10月8日から平成26年11月6日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

**熊本県公告第522号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成26年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字小池字丸林2396番7、同2396番10  
405.65平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字辻の城369番地  
吉竹 清文

**熊本県公告第523号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。  
当該農用地利用配分計画は、平成26年10月7日から同月20日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。  
平成26年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
西本 静人	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡大津町大字下町字田地281番
南 俊也	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字馬場楠字鉄ノ迫834番

- 2 申請年月日  
平成26年9月3日

**登載依頼**

**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第4号**

平成26年度第4回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。  
なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。  
平成26年10月7日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
平成26年10月16日（木）  
午後1時00分から午後5時15分まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事（予定）  
意見の取りまとめ
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、

会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。

- (2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理課）  
電話096-333-2490